日本海新聞　平成３０年１０月　２　日（火）　掲載

仕事の疑問 相談室
鳥取労働局

職場のハラスメント、悩んでいませんか

Q　会社の取引先の人から体を触られるなどのセクシュアルハラスメント（セクハラ）を受けています。最近ではセクハラが苦痛で出勤したくありません。どうしたらよいでしょうか。

A　セクハラは受け流しているだけでは状況が改善されません。不快と感じる性的な言動を受けたときは「やめてください」「私は嫌です」など、はっきりと拒絶の意思を相手に示し、その行為がセクハラだということを伝えましょう。

我慢したり無視したりしていると事態がさらに悪化することがあります。

セクハラは個人の問題ではなく会社全体の問題です。自分で解決しようとするのではなく、速やかに会社の相談窓口担当者や信頼できる上司に相談し、会社としての対応を求めるようにしましょう。

取引先や顧客などからセクハラを受けた場合も、自分が勤める会社に相談してください。労働組合に相談する方法もあります。

このほか、マタニティーハラスメントやパワーハラスメントなどえない場合や社外で相談したい場合は、労働局雇用環境・均等室が問題解決を手伝います。

職場のハラスメントに関する相談に応じています。すべて無料で、匿名で相談することも可能です。

鳥取労働局雇用環境・均等室　電話0857－29－1709